

事 務 連 絡

平成30年6月19日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

大阪府北部を震源とする地震に係る災害応急対策への協力について（要請）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、同府内を中心に被害が発生しており、破損した屋根へのブルーシートの設置その他の応急的な対応が必要な状況となっております。

貴団体におかれましては、ブルーシートの設置その他の応急的な対応について被災地域の地方公共団体から要請があった場合には、可能な限りこれらの応急対策に迅速に取り組んでいただきますよう、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

なお、この事務連絡については、内閣府防災担当部局より被災地域の地方公共団体にも周知されることを申し添えます。

事 務 連 絡  
平成30年6月19日

大阪府危機管理室長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)

平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害応急対策への協力について  
(周知)

標記について、本日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長により、建設業団体の長及び近畿地方整備局管内建設業担当部局長宛に、それぞれ別添1、別添2のとおり通知されております。

ついては、内容をよく御了知のうえ、貴府建設業担当部局とも連携の上、被災者の対応につき遺漏なきようお取りはからいいただきとともに、貴府管内市町村に対しても周知いただき、迅速な被災者救済を進めていただきますようお願いいたします。

なお、災害救助法上の救助内容の取扱いについて、引き続き、内閣府政策統括官(防災担当)参事官室(被災者行政担当)にご相談していただくようお願いいたします。

《問合せ先》  
内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(被災者行政担当)付